

## 1 役員退職手当規程改正理由

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから、下記理由により、役員退職手当規程を改正した旨、届出があった。

- 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員として在職し、既に退職手当の支給を受けている者に対し、法人が退職手当を支給するような文言に見えるため、修正を行った。(第8条関係)
- その他、退職手当の支給に必要な規定整備及び文言修正を行った。(第2条～第7条関係)

## 2 改正内容(平成22年4月1日適用)

### ○第8条関係 新旧対照表

新		旧	
<b>第8条</b>	<p>役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和31年東京都条例第65号)の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例(昭和45年東京都条例第73号)の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける者をいう。)として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、この規程による退職手当は、支給しない。</p>	<b>第7条</b>	<p>役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和31年東京都条例第65号)の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例(昭和45年東京都条例第73号)の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける者をいう。)として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、<b>東京都の職員として在籍した期間については</b>この規程による退職手当は、支給しない。</p>

### ○第2条～第7条関係

別添新旧対照表のとおり

## 3 関係法令抜粋(参考)

### ◆地方独立行政法人法(平成15年7月16日 法律第118号)抜粋

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

改正案	現行
<p>制定 平成21年4月1日 平成21年法人規程第4号  <u>改正 平成22年3月30日平成22年法人規程第41号</u></p> <p>(目的)  <b>第1条</b> 略</p> <p>(退職手当の支給)  <b>第2条</b> 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（同項第一号を除く。）及び第3項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。</p> <p>2 退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して1月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、<u>その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかつたため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合</u></p> <p>(2) <u>債権差押命令等に伴う権利関係の確認又は手続に相当な時間を要する場合</u></p> <p>(3) <u>その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続を進めることに支障がある場合</u></p> <p><u>(遺族の範囲及び順位)</u></p>	<p>制定 平成21年4月1日 平成21年法人規程第4号</p> <p>(目的)  <b>第1条</b> 略</p> <p>(退職手当の支給)  <b>第2条</b> 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（同項第一号を除く。）及び第3項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。</p> <p>2 退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して1月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>

**第3条** 前条第1項に定める遺族の範囲及び順位等については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター退職手当規程（平成21年法人規程第16号。以下「退職手当規程」という。）第4条及び第5条の規定を準用する。

（退職手当の支給額）

**第4条** 退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を次条に定める役員として引き続いた在職期間（当該期間に1月未満の端日数がある場合には、これをきりすてる。）の月数で除した額に、その者の在職期間1年につき100分の100の割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の年俸の総額を役職別期間の月数で除した額に、役職別期間1年につき100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職手当算定基礎額に10を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該退職手当算定基礎額に10を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

3 前2項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

（勤続期間の計算）

**第5条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から

（退職手当の支給額）

**第3条** 退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を第4条に定める役員として引き続いた勤続期間の月数で除した額に、その者の勤続期間年数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

（勤続期間の計算）

**第4条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた勤続期間による。

2 前項の規定による勤続期間の計算は、役員となった日の属する月から

<p>退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。</p> <p><u>3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月を減じるものとする。</u></p> <p><u>4 役員が退職した場合において、その者が退職の日、又はその翌日に再び役員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</u></p> <p><u>5 前4項の規定により計算した<u>在職期間</u>に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。</u></p> <p><b>（退職手当の支給制限等）</b></p> <p><u>第6条 懲戒解雇処分等を受けた役員に対する退職手当の支給制限及び支給の差止め等については、退職手当規程第16条、第18条及び第19条の規定を準用する。</u></p> <p><b>（退職手当の返納等）</b></p> <p><u>第7条 退職手当の返納等の取扱については、退職手当規程第20条、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。</u></p> <p><b>（退職手当の特例）</b></p> <p><u>第8条 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和45年東京都条例第73号）の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び</u></p>	<p>退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。</p> <p><u>3 前2項の規定により計算した<u>勤続期間</u>に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。</u></p> <p><b>（退職手当の支給制限）</b></p> <p><u>第5条 懲戒解雇処分等を受けた役員に対する退職手当の支給制限については、<u>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター退職手当規程（平成21年法人規程第16号。以下「職員退職手当規程」という。）</u>第16条の規定を準用する。</u></p> <p><b>（退職手当の返納）</b></p> <p><u>第6条 退職手当の返納の取扱については、退職手当規程第20条の規定を準用する。</u></p> <p><b>（退職手当の特例）</b></p> <p><u>第7条 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和45年東京都条例第73号）の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び</u></p>
---	--

<p>基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける者をいう。）として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p><b>第9条</b> 退職手当は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>（施行に関し必要な事項）</p> <p><b>第10条</b> この規程の実施に関し必要な事項については、職員の例に準じる。</p> <p>附 則（平成21年4月1日法人規程第4号） この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成22年3月30日法人規程第42号）</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける者をいう。）として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、<u>東京都の職員として在籍した期間についてはこの規程による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>（口座振替による支払）</p> <p><b>第8条</b> 退職手当は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>（施行に関し必要な事項）</p> <p><b>第9条</b> この規程の実施に関し必要な事項については、職員の例に準じる。</p> <p>附 則（平成21年4月1日法人規程第4号） この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>
--	--